

金子・成田研究奨励金規程

一般財団法人蛋白質研究奨励会

昭和53年6月23日制定

昭和56年7月30日改正

平成元年6月23日改正

平成4年4月1日改正

平成17年4月1日改正

平成24年4月1日改正

平成25年4月1日改正

平成29年4月1日改正

令和元年12月11日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人蛋白質研究奨励会（以下「奨励会」という）における、金子・成田研究奨励金（以下「奨励金」という）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 奨励金の交付対象は、アミノ酸、ペプチド、蛋白質に関する研究で将来の発展が期待されるものとする。

(被交付者の条件)

第3条 この奨励金の交付を受けることのできる者は、前条に該当する研究に従事している者で、応募年度の4月1日現在において年令42才以下のものとする。

(推薦の手続)

第4条 奨励金の交付候補者は、奨励会が依頼した推薦者の推薦を受けなければならない。

2 推薦の時期及び方法は、毎年4月1日から5月20日までに別紙書式（推薦依頼書）により行うものとする。

(採否の決定及び通知)

第5条 奨励金の交付採否は、選考委員会において審査の上決定し、候補者に直接通知する。

(個人情報取り扱い)

第6条 奨励金の交付者選考、交付金の採否通知者に係る個人情報について、別紙「金子・成田研究奨励金取扱規則」に定めた範囲に限定して取り扱うものとする。

(奨励金交付の方法)

第7条 奨励金の交付は、原則として交付を受ける者に対し、1回で全額を交付するものとする。

(奨励金支出の期限)

第8条 奨励金の交付を受けた者は、交付を受けた年の翌年3月末日までに奨励金を支出するものとする。但し、やむを得ない事情がある場合には、奨励会の承認を得て延長することができる。

(奨励金使途の範囲)

第9条 奨励金の使途は、研究上必要な消耗品、備品、ソフトウェア等の物品の購入経費とし、諸給与、恒久的な設備などに関する経費を除く。但し、研究のため臨時に雇い入れる者に対する謝金については、この限りではない。

(研究の廃止等の場合)

第10条 奨励金の交付を受けた者が、事情により研究を遂行することができなくなったときは、奨励金の交付を受けた者又はその関係者は遅滞なく奨励会に通知し、その指示を受けるものとする。

(帳簿の備付等)

第11条 奨励金の交付を受けた者は、収支に関する帳簿を備え、これに記載するほか、受取書など関係書類を整理し保管しなければならない。

(報告等)

第12条 奨励金の交付を受けた者が、その奨励金の支出を終えたときには、速やかに研究成果報告書(様式1)及び収支決算報告書(様式2)を奨励会に提出しなければならない。

(理事長への委任)

第13条 この規程適用に関し、必要な事項は理事長が定める。

附則 この規程は制定の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附則 この規程は、令和元年12月11日から適用する。